

日 薬 業 発 第 163 号
令 和 3 年 8 月 24 日

都道府県薬剤師会 担当役員 殿

日 本 薬 剤 師 会
副 会 長 森 昌 平

セルフメディケーション税制の延長及び拡充について

平素より、本会会務にご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、令和3年度税制改正大綱が令和2年12月21日に閣議決定されたことを受け、所得税法等の一部を改正する法律が令和3年4月1日より施行されています。

この中で、セルフメディケーション税制について、平成29年から令和3年12月31日までの時限措置から更に5年間の延長、税制対象医薬品の範囲拡大、手続きの簡素化が行われ、令和4年1月1日から適用されることとなりました（別添1）。

税制対象医薬品の範囲については、①4年の経過措置を講じた上で、対象となるスイッチOTC薬から医療費適正化効果が低いと認められるものを除外（L-アスパラギン酸カルシウム、フッ化ナトリウム（洗口液に限る。）、メコバラミン、ユビデカレノン）、②医療費適正化効果が著しく高いと認められる薬効（外用鎮痛消炎薬、解熱鎮痛薬、鎮咳去痰薬、かぜ薬、鼻炎用点鼻薬、鼻炎用内服薬、抗ヒスタミン薬、その他のアレルギー用薬）については対象をスイッチOTC薬以外にも拡大されます。

また、手続きの簡素化については、健康診査等の健康の保持増進及び疾病の予防への取組を行ったことを明らかにする書類は手元保管とし、確定申告書への添付または提出の際の提示は不要となります。

つきましては、貴会会員へご周知下さいますようお願い申し上げます。

なお、税制対象医薬品の詳細な成分につきましては、告示をご確認ください（別添2）。

別添1. 令和3年度税制改正の大綱（抜粋）（令和2年12月21日閣議決定）

別添2. 令和3年6月25日厚生労働省告示第250号、同告示第251号、同告示第252号、同告示第253号

参 考：令和3年度税制改正の概要（厚生労働省関係）（抜粋）

(抜粋)

令和3年度税制改正の大綱

〔 令和2年12月21日
閣 議 決 定 〕

ポストコロナに向けた経済構造の転換・好循環の実現を図るため、企業のデジタルトランスフォーメーション及びカーボンニュートラルに向けた投資を促進する措置を創設するとともに、こうした投資等を行う企業に対する繰越欠損金の控除上限の特例を設ける。また、中小企業の経営資源の集約化による事業再構築等を促す措置を創設する。加えて、家計の暮らしと民需を下支えするため、固定資産税の評価替えへの対応、住宅ローン控除の特例の延長等を行う。具体的には、次のとおり税制改正を行うものとする。

一 個人所得課税

1 住宅・土地税制

(国 税)

[拡充等]

(1) 住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除について、次の特例措置を講ずる。

- ① 住宅の取得等で特別特例取得に該当するものをした個人が、その特別特例取得をした家屋を令和3年1月1日から令和4年12月31日までの間にその者の居住の用に供した場合には、住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除及び当該控除の控除期間の3年間延長の特例を適用できることとする。

(注) 上記の「特別特例取得」とは、その対価の額又は費用の額に含まれる消費税等の税率が10%である場合の住宅の取得等で、次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める期間内にその契約が締結されているものをいう。

イ 居住用家屋の新築 令和2年10月1日から令和3年9月30日までの期間

ロ 居住用家屋で建築後使用されたことのないもの若しくは既存住宅の取得又はその者の居住の用に供する家屋の増改築等 令和2年12月1日

- ニ 非課税口座内上場株式等移管依頼書
- ホ 未成年者口座非課税口座間移管依頼書
- ヘ 特定累積投資上場株式等受入選択不適用届出書
- ト 勘定の変更等に係る非課税口座異動届出書
- チ 非課税口座移管依頼書

② 平成 29 年分の非課税管理勘定が設定されている非課税口座を令和 3 年 4 月 1 日において開設している居住者等で、同日においてその者の個人番号を当該非課税口座が開設されている金融商品取引業者等の営業所の長に告知していないものについて、令和 3 年分以後の非課税管理勘定又は累積投資勘定を設定するための手続を設ける。

(8) 未成年者口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置（ジュニア N I S A）について、次に掲げる書類の書面による提出に代えて行う電磁的方法による当該書類に記載すべき事項の提供の際に併せて行うこととされている住所等確認書類の提示又は特定署名用電子証明書等の送信を不要とする。

- ① 未成年者口座廃止届出書
- ② 未成年者口座内上場株式等移管依頼書
- ③ 特定口座以外の他の保管口座への未成年者口座内上場株式等移管依頼書
- ④ 未成年者口座移管依頼書

(9) エンジェル税制（特定新規中小会社が発行した株式を取得した場合の課税の特例、特定中小会社が発行した株式の取得に要した金額の控除等及び特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等）の適用対象となる沖縄振興特別措置法の指定会社に係る同法の規定に基づく指定期限を 1 年延長する。

〔縮減〕

特定管理株式等が価値を失った場合の株式等に係る譲渡所得等の課税の特例の適用対象から、特定保有株式を除外する。

3 租税特別措置等

（国 税）

〔延長・拡充等〕

特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例（セルフメディ

ケーション税制) について、次の措置を講じた上、その適用期限を5年延長する。

(1) 本特例の対象となる医薬品の範囲について、次の見直しを行う。

- ① 所要の経過措置(5年未満の必要範囲内)を講じた上、対象となるスイッチOTC医薬品から、療養の給付に要する費用の適正化の効果が低いと認められるものを除外する。
- ② スwitchOTC医薬品と同種の効能又は効果を有する要指導医薬品又は一般用医薬品(スイッチOTC医薬品を除く。)で、療養の給付に要する費用の適正化の効果が著しく高いと認められるもの(3薬効程度)を対象に加える。

(注1) 上記の具体的な範囲については、専門的な知見を活用して決定する。

(注2) 上記の改正は、令和4年分以後の所得税について適用する。

(2) 健康保険法等の規定に基づき行われる健康診査等の健康の保持増進及び疾病の予防への取組を行ったことを明らかにする書類(以下「取組関係書類」という。)については、確定申告書への添付又は確定申告書の提出の際の提示を不要とする。この場合において、税務署長は、確定申告期限等から5年間、当該取組関係書類の提示又は提出を求めることができることとし、当該求めがあったときは、その適用を受ける者は、当該取組関係書類の提示又は提出をしなければならないこととする。

(注1) 確定申告書の提出の際に添付すべき医薬品購入費の明細書には、その取組に関する事項を記載しなければならない。

(注2) 上記の改正は、令和3年分以後の確定申告書を令和4年1月1日以後に提出する場合について適用する。

(地方税)

[延長・拡充等]

特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例(セルフメディケーション税制)について、本特例の対象となる医薬品の範囲に係る次の見直しを行った上、その適用期限を5年延長する。

(1) 所要の経過措置(5年未満の必要範囲内)を講じた上、対象となるスイッチOTC医薬品から、療養の給付に要する費用の適正化の効果が低いと認められるものを除外する。

- (2) スイッチO T C医薬品と同種の効能又は効果を有する要指導医薬品又は一般用医薬品（スイッチO T C医薬品を除く。）で、療養の給付に要する費用の適正化の効果が著しく高いと認められるもの（3薬効程度）を対象に加える。
- （注1）上記の具体的な範囲については、専門的な知見を活用して決定する。
- （注2）上記の改正は、令和5年度分以後の個人住民税について適用する。

〔廃止・縮減等〕

- (1) 農業経営基盤強化準備金制度及び農用地等を取得した場合の課税の特例について、国税における見直しを踏まえて所要の措置を講じた上、農業経営基盤強化準備金制度の適用期限を2年延長する。
- (2) 特別事業再編を行う法人の株式を対価とする株式等の譲渡に係る所得の計算の特例は、適用期限の到来をもって廃止する。

4 その他

（国 税）

- (1) 国又は地方公共団体が行う保育その他の子育てに対する助成をする事業その他これに類する一定の助成をする事業により、これらの助成を受ける者の居宅において保育その他の日常生活を営むのに必要な便宜の供与を行う業務又は認可外保育施設その他の一定の施設の利用に要する費用に充てるため給付される金品については、所得税を課さないこととする。
- (2) 確定拠出年金法施行令の改正を前提に、確定拠出年金制度について次の見直し等が行われた後も、現行の税制上の措置を適用する。
- ① 確定給付企業年金制度の加入者の企業型確定拠出年金の拠出限度額（現行：月額 2.75 万円）を、月額 5.5 万円から確定給付企業年金ごとの掛金相当額を控除した額とする。
- ② 確定給付企業年金制度の加入者の個人型確定拠出年金の拠出限度額（現行：月額 1.2 万円）を、月額 5.5 万円から確定給付企業年金ごとの掛金相当額及び企業型確定拠出年金の掛金額を控除した額（月額 2 万円を上限）とする。
- (3) 退職所得課税の適正化
- ① その年中の退職手当等のうち、退職手当等の支払者の下での勤続年数が5年以下である者が当該退職手当等の支払者から当該勤続年数に対応するもの

租税特別措置法施行令第二十六条の二十七の二第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める一般用医薬品等の一部を改正する件

○厚生労働省告示第二百五十号

租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（令和三年政令第百十九号）による改正後の租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第二十六条の二十七の二第二項の規定に基づき、租税特別措置法施行令第二十六条の二十七の二第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める一般用医薬品等（平成二十八年厚生労働省告示第百七十八号）の一部を次の表のように改正し、令和四年一月一日から適用する。

令和三年六月二十五日

厚生労働大臣 田村 憲久

改正後	改正前
租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第二十六条の二十七の二第二項の規定により厚生労働大臣が定める一般用医薬品等は、次に掲げるもの、その水合物及びそれらの塩類を有効成分として含有する製剤（第七十二号に掲げるベタメタゾン吉草酸エステル、その水合物及びそれらの塩類を有効成分として含有する製剤については、ベトネベートクリームS及びベトネベートN軟膏ASを除く。）とする。 一・二 （略） 三 六十二 （略） 六十三 七十九 （略） （削る） 八十 八十五 （略）	租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第二十六条の二十七の二第二項の規定により厚生労働大臣が定める一般用医薬品等は、次に掲げるもの、その水合物及びそれらの塩類を有効成分として含有する製剤（第七十四号に掲げるベタメタゾン吉草酸エステル、その水合物及びそれらの塩類を有効成分として含有する製剤については、ベトネベートクリームS及びベトネベートN軟膏ASを除く。）とする。 一・二 （略） 三 L-アスパラギン酸カルシウム 四 六十三 （略） 六十四 フッ化ナトリウム（洗口液に限る。） 六十五 八十一 （略） 八十二 メコバラミン 八十三 ユビデカレノン 八十四 八十九 （略）

（傍線部分は改正部分）

○厚生労働省告示第二百五十一号

租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（令和三年政令第百十九号）による改正後の租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第二十六条の二十七の二第三項の規定に基づき、租税特別措置法施行令第二十六条の二十七の二第三項の規定に基づき厚生労働大臣が定める一般用医薬品等を次のように定め、令和四年一月一日から適用する。

令和三年六月二十五日

厚生労働大臣 田村 憲久

租税特別措置法施行令第二十六条の二十七の二第三項の規定に基づき厚生労働大臣が定める一般用医薬品等

租税特別措置法施行令第二十六条の二十七の二第三項の規定により厚生労働大臣が定める一般用医薬品等は、次に掲げるもの、その水合物及びそれらの塩類を有効成分として含有することにより、外用鎮痛消炎薬、解熱鎮痛薬、鎮咳去痰薬若しくはかぜ薬又は鼻炎用点鼻薬、鼻炎用内服薬若しくは抗ヒスタミン薬その他のアレルギー用薬としての効能又は効果を有すると認められる製剤とする。

- 一 アスピリン
- 二 アセトアミノフェン
- 三 アリメマジン

- 四 アロクラミド
- 五 イソチペンジル
- 六 イプロヘプチン
- 七 エテンザミド
- 八 エピネフリン
- 九 エフェドリン
- 十 カルビノキサミン
- 十一 クロペラスチン
- 十二 クロルフェニラミン
- 十三 コデイン
- 十四 サザピリン
- 十五 サリチルアミド
- 十六 サリチル酸
- 十七 サリチル酸グリコール
- 十八 サリチル酸メチル
- 十九 ジヒドロコデイン

二十 ジフエテロール
二十一 ジフエニルピラリン
二十二 ジフエンヒドラミン
二十三 ジブナート
二十四 ジリユウ
二十五 チペピジン
二十六 デキストロメトルファン
二十七 テトラヒドロゾリン
二十八 トリプロリジン
二十九 トリペレナミン
三十 トリメトキノール
三十一 トンジルアミン
三十二 ナファゾリン
三十三 ナンテンジツ
三十四 ノスカピン
三十五 フェニレフリン

三十六 プロメタジン
三十七 ペントキシベリン
三十八 マオウ
三十九 メチルエフェドリン
四十 メトキシフェナミン
四十一 メトジラジン
四十二 ラクチルフェネチジン

○厚生労働省告示第二百五十二号

租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（令和三年政令第百十九号）による改正後の租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第二十六条の二十七の二第四項の規定に基づき、租税特別措置法施行令第二十六条の二十七の二第四項に規定する厚生労働大臣が定める日を次のように定め、令和四年一月一日から適用する。

令和三年六月二十五日

厚生労働大臣 田村 憲久

租税特別措置法施行令第二十六条の二十七の二第四項に規定する厚生労働大臣が定める日

租税特別措置法施行令第二十六条の二十七の二第四項に規定する厚生労働大臣が定める日は、令和七年十二月三十一日とする。

○厚生労働省告示第二百五十三号

租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（令和三年政令第百十九号）による改正後の租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第二十六条の二十七の二第五項の規定に基づき、租税特別措置法施行令第二十六条の二十七の二第五項の規定に基づき厚生労働大臣が定める一般用医薬品等を次のように定め、令和四年一月一日から適用する。

令和三年六月二十五日

厚生労働大臣 田村 憲久

租税特別措置法施行令第二十六条の二十七の二第五項の規定に基づき厚生労働大臣が定める一般用医薬品等

租税特別措置法施行令第二十六条の二十七の二第五項の規定により厚生労働大臣が定める一般用医薬品等は、次に掲げるもの、その水和物及びそれらの塩類を有効成分として含有する製剤（第七十四号に掲げるベタメタゾン吉草酸エステル、その水和物及びそれらの塩類を有効成分として含有する製剤については、ベトネベートクリームS及びベトネベートN軟膏ASを除く。）とする。

- 一 アシクロビル
- 二 アシタザノラスト
- 三 Lーアスパラギン酸カルシウム

- 四 アゼラスチン
- 五 アモロフィン
- 六 アルミノプロフェン
- 七 アンブロキソール
- 八 イコサペント酸エチル
- 九 イソコナゾール
- 十 イソチペンジル（歯痛・歯槽膿漏薬に限る。）
- 十一 イブプロフェン
- 十二 イブプロフェンピコノール
- 十三 インドメタシン
- 十四 ウフェナマート
- 十五 エキサラミド
- 十六 エコナゾール
- 十七 エバスチン
- 十八 エピナスチン
- 十九 エブラジノン

二十 エメダスチン
二十一 オキシコナゾール
二十二 オキシメタゾリン
二十三 オキセサゼイン
二十四 カルボシステイン
二十五 クロトリマゾール（臙カンジダ治療薬に限る。）
二十六 クロモグリク酸
二十七 ケトチフェン
二十八 ケトプロフェン
二十九 ゲファルナート
三十 シクロピロクスオラミン
三十一 ジクロフェナク
三十二 シメチジン
三十三 ジメモルファン
三十四 スルコナゾール
三十五 精製ヒアルロン酸ナトリウム

三十六 セチリジン
三十七 セトラキサート
三十八 ソイステロール
三十九 ソファルコン
四十 チオコナゾール
四十一 チキジウム
四十二 チメピジウム
四十三 テプレノン
四十四 テルビナフィン
四十五 トラニラスト
四十六 トリアムシノロンアセトニド
四十七 トリメブチン
四十八 トルシクラート
四十九 トロキシピド
五十 ニコチン
五十一 ニザチジン

五十二 ネチコナゾール
五十三 ピコスルファート
五十四 ビソキサチン酢酸エステル
五十五 ビダラビン
五十六 ヒドロコルチゾン酪酸エステル
五十七 ビホナゾール
五十八 ピレンゼピン
五十九 ピロキシカム
六十 ファモチジン
六十一 フェキシソフェナジン
六十二 フェルビナク
六十三 ブチルスコポラミン
六十四 フッ化ナトリウム（洗口液に限る。）
六十五 ブテナフィン
六十六 プラノプロフェン
六十七 フラボキサート

六十八 フルチカゾンプロピオン酸エステル
六十九 フルニソリド
七十 プレドニゾン吉草酸エステル
七十一 プロピペリン
七十二 ブロムヘキシン
七十三 ベクロメタゾンプロピオン酸エステル
七十四 ベタメタゾン吉草酸エステル
七十五 ヘプロニカート
七十六 ベポタスチン
七十七 ペミロラストカリウム
七十八 ポリエチレンスルホン酸
七十九 ポリエンホスファチジルコリン
八十 ミコナゾール
八十一 メキタジン
八十二 メコバラミン
八十三 ユビデカレノン

八十四	ラニチジン
八十五	ラノコナゾール
八十六	ロキサチジン酢酸エステル
八十七	ロキソプロフェン
八十八	ロペラミド
八十九	ロラタジン

参考

(抜粋)

令和3年度 税制改正の概要 (厚生労働省関係)

令和2年12月
厚生労働省



※1 各項目名は、厚生労働省として税制改正を要望した事項の名称を用いている

※2 *を付している項目は他省庁が主管の項目

健康・医療

○ 特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法の延長に伴う税制上の所要の措置

〔所得税、個人住民税〕(P6)

特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法の改正を前提に、同法の特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等について、引き続き所得税等を課さないこととする。

* ○ 試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除の延長及び拡充 〔所得税、法人税、法人住民税〕(P7)

研究開発税制(法人税額から試験研究費の一部を控除できる制度)について、試験研究費の総額にかかる税額控除制度の見直し、控除税額の上限の上乗せ特例等の適用期限の2年延長、共同研究の相手方の確認に係る運用の改善等の措置を講ずる。

○ 医療提供体制の確保に資する設備の特別償却制度の延長等 〔所得税、法人税〕(P8)

医療用機器等の特別償却制度について、医療用機器に係る措置について、対象機器の見直しや、全身用CT及び全身用MRIの配置効率化等を促す措置を講じた上、制度の適用期限を2年延長する。

○ 地域医療構想実現に向けた税制上の優遇措置の創設 〔登録免許税〕(P9)

関係法令の改正を前提に、改正法の施行の日から令和5年3月31日までの間の措置として、医療機関の開設者が、共同再編計画(仮称)に基づき、医療機関の再編に伴い取得する土地又は建物の所有権の移転登記等に対する登録免許税の税率を軽減する措置を講ずる。

○ 社会医療法人の認定要件の特例的取扱い

〔所得税、法人税、消費税、法人住民税、事業税、固定資産税、不動産取得税、都市計画税、地方消費税、特別土地保有税〕(P10)

救急医療等確保事業に係る業務の実績が一定の基準に適合することとの要件について、夜間等救急自動車等搬送件数及びへき地診療所に対する医師の延べ派遣日数等の基準値に係る特例を追加した後も、現行の社会医療法人に対する特例措置と同様の特例措置を講ずる。

- **薬機法改正による課徴金納付命令の導入に伴う所要の措置**〔法人税、所得税、個人住民税、法人住民税、事業税〕(P11)
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の改正に伴い、同法の課徴金制度における課徴金及び延滞金について、損金・必要経費に算入しないこととする。

- **セルフメディケーション推進のための一般用医薬品等に関する所得控除制度の延長及び拡充**〔所得税、個人住民税〕(P12)
セルフメディケーション税制について、対象をより効果的なものに重点化した上で、5年の延長を行う。あわせて、手続きの簡素化を図るとともに、本制度の効果検証を行うため、適切な指標を設定した上で評価を行い、次の適用期限の到来時にその評価を踏まえて制度の見直し等を含め、必要な措置を講ずる。

＜検討事項＞

- **社会保険診療報酬に係る事業税非課税措置の存続**〔事業税〕(P13)
- **医療法人の社会保険診療報酬以外部分に係る事業税の軽減措置の存続**〔事業税〕(P13)
事業税における社会保険診療報酬に係る実質的非課税措置及び医療法人に対する軽減税率については、税負担の公平を図る観点や、地域医療の確保を図る観点から、そのあり方について検討する。

子ども・子育て

- * ○ **子育て支援に要する費用に係る税制上の措置**〔所得税、個人住民税〕(P14)
地方自治体等(※)が行う子育て支援に係るベビーシッターの利用料等の助成について、非課税とする。(※企業主導型ベビーシッター利用者支援事業を含む。)
- **産後ケア事業に要する費用に係る税制措置の創設**〔消費税、地方消費税〕(P15)
母子保健法の改正により創設される産後ケア事業として行われる資産の譲渡等につき、社会福祉事業に類するものとして、消費税を非課税とする。
- **児童扶養手当法の改正に伴う税制上の所要の措置**〔所得税、個人住民税〕(P16)
年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律による改正後の児童扶養手当法の児童扶養手当について、引き続き非課税措置、差押禁止措置等を講ずる。

セルフメディケーション推進のための一般用医薬品等に関する所得控除制度の延長及び拡充

(所得税、個人住民税)

1. 大綱の概要

少子高齢化社会の中では限りある医療資源を有効活用するとともに、国民の健康づくりを促進することが重要であり、国民が適切な健康管理の下、セルフメディケーション（自主服薬）に取り組む環境を整備することが、医療費の適正化にも資する。こうした観点から、セルフメディケーション税制について、対象をより効果的なものに重点化した上で、5年の延長を行う。具体的には、いわゆるスイッチOTC成分の中でも効果の薄いものは対象外とする一方で、とりわけ効果があると考えられる薬効（3薬効程度）については、スイッチOTC成分以外の成分にも対象を拡充し、その具体的な内容等については専門的な知見も活用し決定する。あわせて、手続きの簡素化を図るとともに、本制度の効果検証を行うため、適切な指標を設定した上で評価を行い、次の適用期限の到来時にその評価を踏まえて制度の見直し等を含め、必要な措置を講ずる。

2. 改正内容

項目		概要
1	5年間の延長	○ 本税制は平成29(2017)年から令和3(2021)年末までの時限措置である。 ○ セルフメディケーションに対するインセンティブ効果の維持・強化が重要であり、また政策効果の検証を引き続き実施することが必要であることから、令和4(2022)年から更に5年間の延長(2022年～2026年)を行う。
2	税制対象医薬品の範囲拡大	○ 本税制は、「医療保険各法等の規定により療養の給付として支給される薬剤との代替性が特に高い医薬品」としてスイッチOTC医薬品を税制対象としているが、税制のインセンティブ効果をより強化するために、以下の見直しを行う。(2022年分以後の所得税等に適用) ① 所要の経過措置(5年未満)を講じた上で、対象となるスイッチOTC医薬品から、医療費適正化効果が低いと認められるものを除外 ② 医療費適正化効果が著しく高いと認められる薬効については、対象をスイッチOTC以外にも拡大(3薬効程度) ○ 対象とする医薬品の具体的な範囲については、今後、専門的な知見を活用して決定。
3	手続きの簡素化	○ 本税制は一定の取組の実施を証明する第三者作成書類(定期健康診断の結果通知表等)の提出を求めている。 ○ 煩雑な手続きが本税制の利用を妨げているため、対面申請の場合もe-Taxと同様に第三者作成書類は手元保管とし、確定申告書を提出する際の提示は不要とする。(2022年以後の確定申告から適用) ○ e-Taxの場合も、レシート管理アプリ(スマートレシート等)との連携により医薬品名の入力を省略する等、入力手続きの簡素化を図る方策について、厚労省において引き続き検討。(非税制改正事項)

※延長・拡充による効果検証を行うため、適切な指標を設定した上で評価を行い、次の適用期限の到来時に必要な措置を講じる。12